

埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、補助事業の審査を行うため、「埼玉県子供の居場所等地域ネットワーク支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

（構成）

第2条 審査委員会は、別表に定める委員をもって構成する。また、必要に応じて委員以外のものを会議に招請することができるものとする。

（役員）

第3条 審査委員会に、次の役員を置く。役員は互選により定める。

委員長 1名

委員長代理 1名

（役員の職務）

第4条 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

2 委員長代理は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉部少子政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は令和5年7月11日から施行する。

別表（第2条関係）

所属等	氏名
十文字学園女子大学 副学長	星野 敦子
一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク 代表理事	土屋 匠宇三
社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域福祉部長	熊井 英明
公益財団法人あすのば 代表理事	小河 光治
埼玉県福祉部少子政策課長	尾崎 彰哉